

利 根 町
国土強靱化地域計画

令和5年4月

利 根 町

目次

はじめに	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
第1章 利根町の防災上の特性.....	4
1 位置及び概況	4
2 自然環境.....	4
(1) 地形・地質.....	4
(2) 気象.....	5
(3) 自然災害等	5
3 社会環境.....	8
(1) 人口と世帯数	8
(2) 土地利用	9
(3) 道路.....	9
(4) ライフライン	9
(5) 公園.....	10
4 利根町における想定される災害及び過去の災害.....	10
(1) 地震.....	10
(2) 風水害	14
第2章 地域強靱化の基本的な考え方.....	19
1 対象とする災害	19
2 基本目標.....	19
3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針.....	19
(1) 強靱化の取組姿勢	19
(2) 取組の効果的な組み合わせ	20
(3) 地域の特性に応じた施策の推進	20
第3章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	21
1 脆弱性評価の考え方	21
2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定.....	21
3 リスクシナリオごとの脆弱性の評価と推進方針.....	22
第4章 計画の推進と進捗管理	32
1 計画期間.....	32
2 各種施策の推進と進捗管理	32

はじめに

1 策定の趣旨

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。このような中、国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。

茨城県においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、「茨城県国土強靱化計画」（以下「県計画」という。）を平成 29 年 2 月に策定し、令和 4 年 3 月に改定を行った。

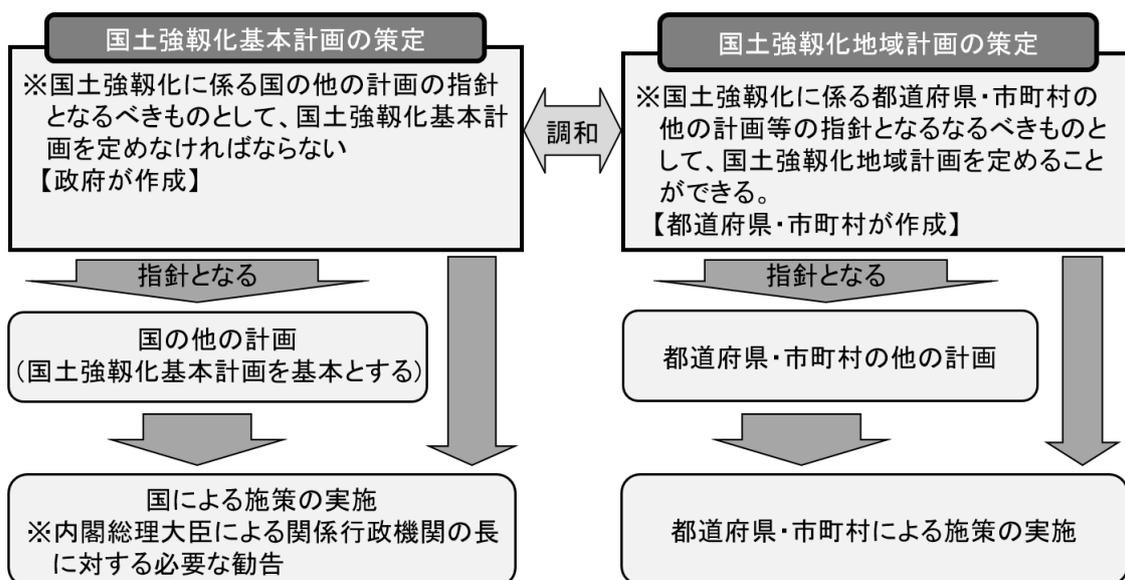
基本計画及び県計画の策定を受け、利根町における自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、利根町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために必要であるだけでなく、国・茨城県全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、県、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していくことが重要である。

こうした基本認識のもと、利根町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「利根町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

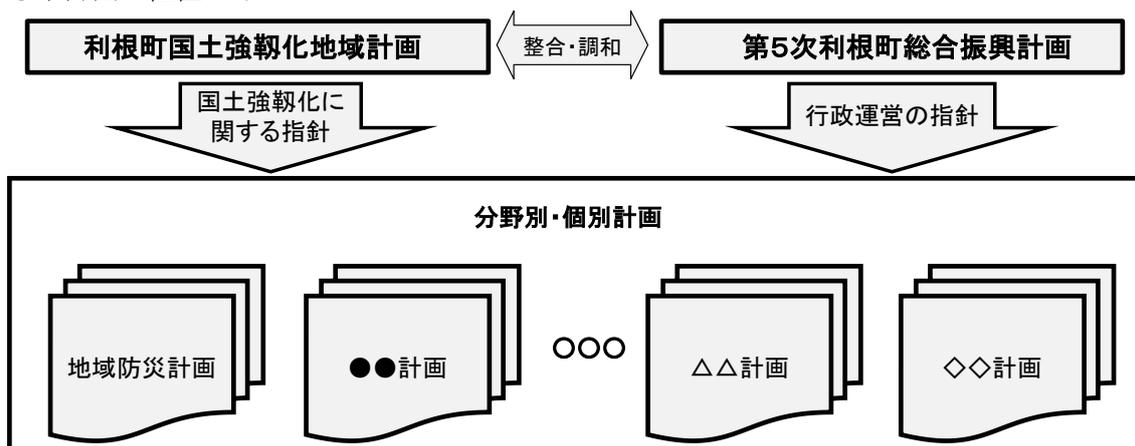
2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定したもので、国の基本計画及び県の国土強靱化地域計画との調和を図りつつ、本町の町政の基本方針である「第5次利根町総合振興計画」とも整合を図りながら策定し、「利根町地域防災計画」や各分野別計画における当町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針性をもつ計画として位置づけるものである。

○国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係（第10条ほか）



○本計画の位置づけ



○地域防災計画との関係

利根町における災害への取り組みについて定めた計画として、利根町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）がある。

地域防災計画は、地震や風水害といった災害ごとに、防災に関する業務を定めた計画であり、発災後の応急対策や災害復旧・復興対策に関し、視点をおいた計画となっている。

一方、本計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないように、「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を平常時から作り上げていこうとするものである。

そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定して、そういう事態に陥らないために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチがなされている。

○地方創生総合戦略との関係

国土強靱化及び地方創生の取組は、施策の効果が災害時・平常時のいずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有するものである。

したがって、国土強靱化地域計画は、両者の相乗効果を高めるため、地方創生総合戦略と調和・連携が図られたものとなっている。

第1章 利根町の防災上の特性

1 位置及び概況

本町は、東経 140 度 9 分、北緯 35 度 51 分に位置し、茨城県南端の利根川流域にあって、東京の都心から 40km 圏内に該当する。町域は、東西間 8.3km、南北 5.2km で総面積は 24.86km² である。

本町の北は龍ヶ崎市、東は河内町、西は取手市に接し、南は利根川をはさんで千葉県我孫子市、印西市、栄町に隣接している。

町内の広域的な交通網としては主要地方道取手東線と主要地方道千葉竜ヶ崎線及び県道立崎羽根野線がある。このほか、利根川対岸の我孫子市布佐にある J R 成田線布佐駅が最寄りの鉄道駅となる。

現在の本町は、江戸期からの布川町と明治 22 年の市町村制により生まれた文村、文間村、東文間村の 1 町 3 村が昭和 30 年に合併してできた町であり、現在もこの 4 つの地区に大別されている。

本町は布川地区を中心に古くから利根川の船着場、宿場町として発展し、利根川の水運が衰えた後は農業地域として発展してきた。昭和 40 年代後半から始まった住宅団地の建設により飛躍的に人口が増加し、昭和 50 年から 55 年にかけての 5 年間では 50% を超す増加率で、首都圏のベッドタウンとして位置づけられた。現在は、超少子高齢化により人口減少が進んでいる。

2 自然環境

(1) 地形・地質

本町の地形は北部の羽根野、早尾、文間及び南部の布川の台地部分とそれらを囲む低地部分に大別される。

台地のうち北部のものは利根川左岸に沿って分布する北相馬台地の一部であり、南部の布川台地は、元来は我孫子台地の東端部にあたるものが、利根川の改修工事によって切り離されたものである。羽根野～押戸の北部台地は標高 20～29m、南部の布川台地は、標高 15～21m で、北部及び南部の台地とも低地との間には傾斜 40 度以上の急崖が形成されている。台地上面は、昭和 40 年代以降、大規模住宅団地造成のため、切土や盛土などによる地形の改変が著しい。

台地部の地質は、新生代第四紀更新世の下総層群と呼ばれる海成堆積層と関東ロームと呼ばれる火山灰層からなっている。このうち下総層群は上部の見和層と下部の石崎層に区分されるが、見和層が比較的軟弱な層を含むのに対し、石崎層は浅海性の固い砂層であり基盤層を形成する。

低地部は、小貝川沿いの小貝川低地と利根川沿いの利根川下流低地に該当し、古くから河川の氾濫が繰り返されたため、多くの自然堤防があり微高地を形成している。この自然

堤防の上には旧集落が帯状に分布している。低地部には、砂・粘土互層～海成粘土～砂層～砂・粘土互層のサイクルで堆積した沖積層が広く分布している。沖積層は、藤代層と呼ばれる縄文海進時に堆積した層で、上部に砂質層を有し、下部には極めて軟弱な粘土層が厚く堆積している。この軟弱な層は、深い所では30m以上あり、場所によっては下部や中間に砂層を有するところがある。沖積層の下には基盤層である石崎層が堆積している。

(2) 気象

本町の気候は温暖で、2019年の龍ヶ崎市の年間の平均気温は15.0℃と東京(16.5℃)より1.5℃低く、水戸市(14.9℃)より0.1℃高い。年間降水量は1485.5mmで冬季の積雪は少ない。風は夏季が北東、冬季は北西の風が強い。

龍ヶ崎市の2019年の気象状況(月ごとの値)

	降水量(mm)		気温(℃)			風向・風速(m/s)			日照時間(h)
	合計	日最大	日平均	日最高	日最低	平均風速	最大風速		
							風速	風向	
1月	12.0	11.5	2.9	10.1	-4.0	2.6	10.7	西北西	234.7
2月	53.0	20.5	5.5	10.8	-0.3	2.5	12.2	南西	133.0
3月	87.0	27.5	9.0	14.3	3.7	2.9	11.6	南南西	179.9
4月	76.0	18.5	12.1	17.8	6.5	3.2	11.5	南西	194.7
5月	81.5	54.5	19.0	24.6	13.8	3.0	10.6	南西	240.4
6月	125.0	38.0	20.9	24.9	17.4	3.0	10.1	北東	133.7
7月	206.0	55.5	23.3	26.9	20.7	2.9	11.0	北北東	91.8
8月	41.5	11.0	27.3	32.1	24.0	2.6	9.4	南西	207.1
9月	161.5	98.5	23.6	28.7	19.8	2.7	23.0	東	159.3
10月	448.0	173.5	18.5	22.7	15.1	3.2	17.3	南南東	110.3
11月	124.0	42.0	11.5	17.0	6.6	2.4	11.6	南南西	170.3
12月	70.0	30.0	6.8	12.0	2.2	2.1	11.4	西北西	131.3
年間	1485.5	173.5	15.0	20.2	10.5	2.8	23.0	東	1986.5

出典) 茨城県気象年報 2019年/水戸地方気象台

(3) 自然災害等

本町は小貝川と利根川の氾濫域にあるため、自然災害はこれらの河川の氾濫による水害が主である。本町を流れる利根川、小貝川等の河川の流路は、17世紀に行われた小貝川、

鬼怒川、利根川の付け替えや改修、新利根川の開削などにより形成されたが、小貝川・利根川合流地点付近では堤防決壊等が度々発生している。近年では、昭和56年8月に高須橋上流での小貝川堤防決壊により本町の広い範囲にわたって浸水被害を生じており、この時、町中央部を流れる新利根川の逆流による氾濫も記録されている。

また、北部と南部の台地沿いには急傾斜のがけが長く分布しており、がけに近接する民家の数も多く、民家等への災害のおそれのある場所については監視や斜面保護工事が実施されている。

地震については、これまで少数の家屋損傷事例があり、平成23年の東日本大震災では揺れや液状化による家屋の全壊22件、大規模半壊31件、半壊68件、一部損壊3,102件もの被害がでた。本町では、昭和40年代以降、北部や布川の台地部分及び布川地区の低地部には大規模な住宅団地開発が相次ぎ、現在も大規模な住宅団地の開発が進められている。このため洪水や地震災害等における被災対象の増加は著しく、台地部分における地形改変や軟弱な低地での盛土等を伴う開発により、災害発生の危険性もこれまでより大きくなっている可能性がある。

地震や風水害といった自然災害の影響により斜面やがけでは災害が発生する可能性があることから土砂災害警戒区域が設定されている。この土砂災害警戒区域は「土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所」の3つに区分されており、本町においては急傾斜地崩壊危険箇所として12箇所が指定（平成23年茨城県告示第233号）されている。

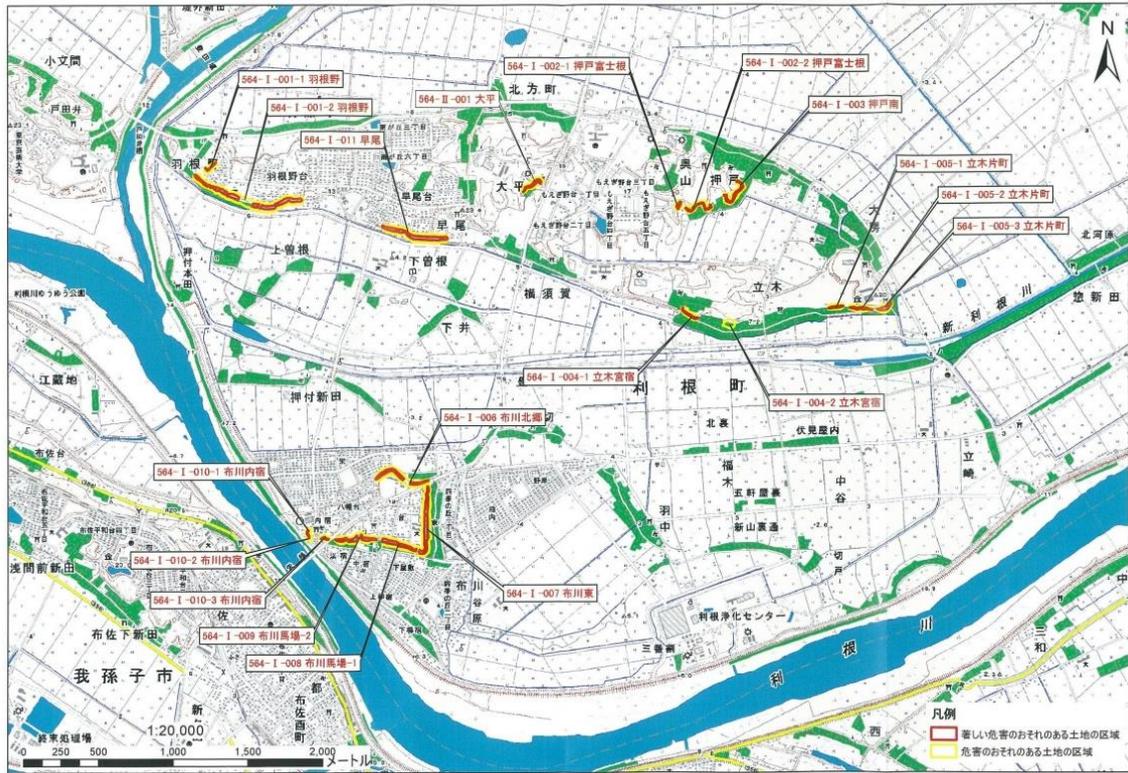
土石流危険溪流	土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害弱者関連施設、駅、旅館、発電所等の公共施設のある場合を含みます）に被害を生ずるおそれがある溪流、および人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流
急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が1戸以上（人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含みます）ある箇所および人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所
地すべり危険箇所	地すべりを起こしている、あるいは起こすおそれのある区域で、河川、公共施設、人家等に損害を与えるおそれのある箇所

出典）茨城県土木部河川課（茨城県土砂災害）のホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class06/dosya/map/index.htm>

）土砂災害危険箇所マップ

土砂災害警戒区域等指定位置図 利根町 (1:20,000)



出典) 茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課 提供資料

■急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所番号	箇所分類 I・II・III	斜面区分	箇所名	位置		延長 (崖長)	勾配 (傾斜)	高さ (崖高)	保全 人家戸数
					大字	小字				
1	564-I-001	I	自然斜面	羽根野	羽根野	羽根野台	910	48°	15	52
2	564-I-002	I	自然斜面	押戸	押戸	富士根	440	44°	20	9
3	564-I-003	I	自然斜面	南	押戸	南	330	44°	18	9
4	564-I-004	I	自然斜面	立木	立木	宮宿	500	54°	12	15
5	564-I-005	I	自然斜面	片町	立木	片町	440	55°	13	14
6	564-I-006	I	自然斜面	北郷	布川	北郷	480	45°	11	23
7	564-I-007	I	自然斜面	東	布川	東	420	45°	14	31
8	564-I-008	I	自然斜面	馬場-1	布川	馬場	220	60°	12	12
9	564-I-009	I	自然斜面	馬場-2	布川	馬場	120	50°	15	1
10	564-I-010	I	自然斜面	内宿	布川	内宿	250	41°	9	12
11	564-I-011	I	自然斜面	早尾	早尾	早尾台	250	32°	10	9
12	564-II-001	II	自然斜面	大平	大平	宮久保	240	52°	14	3

箇所区分I・II・IIIの分類は、傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地(人工斜面を含むすべての急傾斜地)で被害想定区域内に人家5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む)ある場合は急傾斜地崩壊危険箇所Iとし、同区域内に人家が1~4戸の場合は急傾斜地崩壊危険箇所IIとし、さらに同区域内に人家がない場合でも急傾斜地崩壊危険箇所IIに準ずる斜面として延長が100mを超える斜面を急傾斜地崩壊危険箇所IIに準ずる斜面IIIとして調査した結果を表すものである。

出典) 茨城県地域防災計画(資料編) 「8-4 急傾斜地危険箇所(412頁)」

3 社会環境

(1) 人口と世帯数

本町の人口と世帯数は、令和2年10月1日現在、15,797人、7,020世帯である。本町の人口は、昭和30年の利根町発足以降、減少傾向が続いていたが、昭和40年代の後半から相次いで住宅団地の開発が始まり、羽根野台（昭和45年造成着工）、八幡台、白鷺団地（昭和47年着工）、利根ニュータウン（昭和49年着工）、早尾台団地（昭和50年着工）、利根フレッシュタウン（昭和52年着工）の6つの住宅団地への入居が本格化する昭和53年以降には人口が急増し、昭和60年には人口約20,000人となった。

平成に入ると、もえぎ野台団地、四季の丘の住宅団地の開発が完了し、入居が進んだが超少子高齢化等の影響により、減少傾向がみられ、令和2年の人口は15,797人となった。地区別では、文地区4,105人、布川地区7,379人、文間地区1,311人、東文間地区1,291人、もえぎ野台1,711人となっている。

令和2年国勢調査から年齢構成をみると、年少人口が7.8%、生産年齢人口が47.2%、老年人口が45.0%となっており、平成22年調査と比べると、年少人口、生産年齢人口が減少し、老年人口の増加が目立っている。特に高齢化率は45.0%に達している。

地区別人口の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
文地区	4,443	4,365	4,302	4,259	4,188	4,105
布川地区	7,879	7,750	7,648	7,589	7,548	7,379
文間地区	1,499	1,473	1,440	1,394	1,352	1,311
東文間地区	1,468	1,437	1,410	1,371	1,318	1,291
もえぎ野台	1,748	1,747	1,737	1,743	1,721	1,711
合計	17,037	16,772	16,537	16,356	16,127	15,797

資料) 住民基本台帳各年10月1日現在

国勢調査による年齢構成別人口

	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口	1,721 (9.9)	1,468 (9.0)	1,196 (7.8)
生産年齢人口	10,836 (62.0)	8,434 (51.7)	7,227 (47.2)
老年人口	4,915 (28.1)	6,411 (39.3)	6,903 (45.0)
合計	17,473	16,313	15,340

資料) 国勢調査10月1日現在、()内は構成比

※ 合計の人数は年齢不詳が含まれる。

(2) 土地利用

江戸期に利根川水運の宿場町として発展した布川の利根川沿いや押戸・大房には、古い家屋の密集した集落が形成されている。北部と南西部の台地や台地下部には、大規模住宅団地が広がる。これら以外には、水田が広がるなかに古い農村集落が点在している。

昭和40年代前、までは古い集落と低地部の水田、台地部の山林で構成されていたが、昭和40年代後、以降に大規模住宅団地が造成され、宅地化が進んだ。

令和3年の町の土地利用比率は、水田が46.9%、畑が7.4%、宅地は13.3%まで増加している。また、山林、原野、雑種地、その他をあわせて32.4%である。近年、土地利用は宅地が増加し、畑、山林、原野が減少傾向にある。

地目別土地利用面積の構成比の推移 (%)

年次	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
昭和62年	46.9	12.1	10.4	3.3	1.3	0.6	25.4	100.0
平成5年	47.4	11.1	11.2	3.4	1.1	1.3	24.5	100.0
平成15年	45.3	9.5	13.0	2.6	1.0	3.0	25.6	100.0
平成25年	46.4	7.6	13.4	2.6	0.9	3.3	25.8	100.0
令和3年	46.9	7.4	13.3	2.6	0.9	2.8	26.1	100.0

※ 固定資産課税台帳に登録された地積で非課税も含まれる。各年1月1日

(3) 道路

道路は、広域幹線道路としては主要地方道千葉竜ヶ崎線、主要地方道取手東線、県道立崎羽根野線、主要地方道美浦栄線がある。このうち、主要地方道千葉竜ヶ崎線は、町内を縦断し、龍ヶ崎方面、千葉県方面へつながる最も重要な道路であり、主要地方道取手東線と県道立崎羽根野線は地域間を結ぶ重要な道路となっている。更に、首都圏中央連絡自動車道と千葉県を結ぶ千葉茨城道路の一つとして、県道美浦栄線バイパスの若草大橋が開通しており、新たな道路軸として整備が進められている。

また、主要地方道千葉竜ヶ崎線、主要地方道取手東線、主要地方道美浦栄線、若草大橋有料道路が県指定の緊急輸送道路に指定されています。町道112号線は、町指定の緊急輸送道路として整備が進められている。

(4) ライフライン

上水道は、給水率は95%を超えている。下水道の普及率は、約80%である。大規模住宅団地の立地に伴う整備もあり、上下水道とも整備率は高い。

(5) 公園

公園は、利根川河川敷の地区公園（利根緑地運動公園）をはじめ、近隣公園 1 箇所、街区公園 24 箇所、都市緑地 2 箇所、その他の公園 3 箇所がある。このうち近隣公園と街区公園は、すべて住宅団地建設に伴うものである。

4 利根町における想定される災害及び過去の災害

(1) 地震

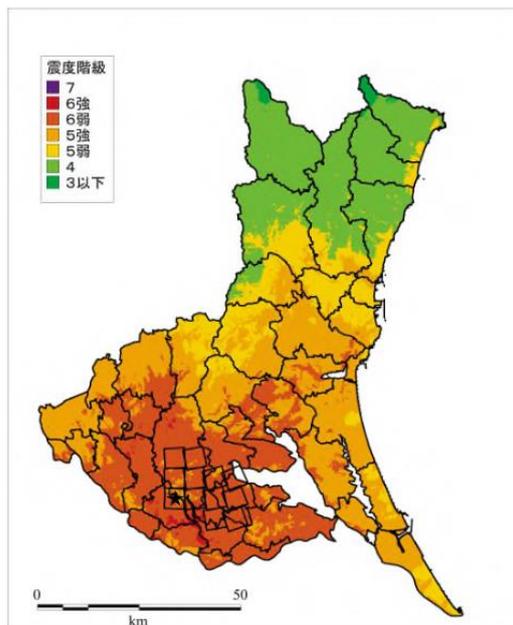
○想定される災害

茨城県が、本県に大規模な被害をもたらすおそれのある地震が発生した場合の人的・物的被害等を想定した「茨城県地震被害想定調査報告書」を、平成30年12月に公表した。

この報告書では、茨城県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、本県に大きな被害をもたらすおそれのある7つの想定地震が設定されている。そのうち、県南部に大きな被害をもたらす、「① 茨城県南部の地震」と「② 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」を想定したものを示す。

(震度の予測結果)

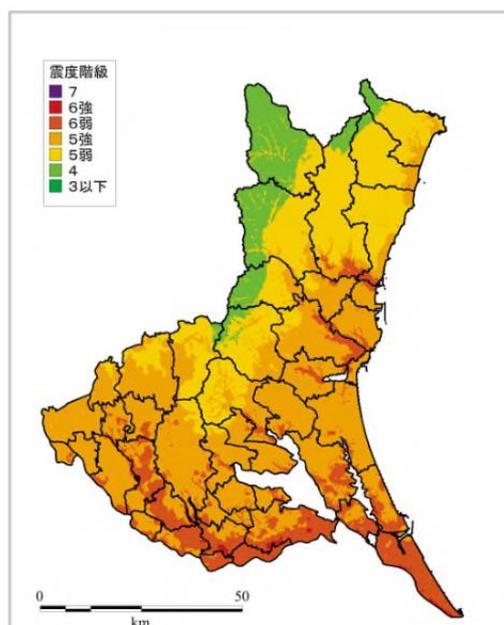
① 茨城県南部の地震



茨城県南部の地震の地表震度分布

- 地震規模：Mw7.3
- 利根町の最大震度：6弱

② 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震



茨城県沖～房総半島沖の地震の地表震度分布

- 地震規模：Mw8.4
- 利根町の最大震度：6強

(利根町の被害一覧)

			① 茨城県 南部	② 茨城県沖 から房総 半島沖
建物被害	全壊・焼失	冬深夜	50 棟	70 棟
		夏 12 時	50 棟	70 棟
		冬 18 時	50 棟	70 棟
	半壊	冬深夜	450 棟	610 棟
		夏 12 時	450 棟	610 棟
		冬 18 時	450 棟	610 棟
人的被害 ※ … わずか	死者	冬深夜	10 人	10 人
		夏 12 時	※	10 人
		冬 18 時	※	10 人
	負傷者	冬深夜	50 人	70 人
		夏 12 時	30 人	40 人
		冬 18 時	30 人	50 人
	重傷者	冬深夜	10 人	10 人
		夏 12 時	10 人	10 人
		冬 18 時	10 人	10 人
ライフライン被害 (被災直後) ※6	電力 (停電率) ※1		0.88	0.90
	上水道 (断水率) ※2		0.92	0.93
	下水道 (機能支障率) ※3		0.88	0.90
	都市ガス (供給停止率) ※4		1.00	-(供給停止なし)
	固定電話 (不通回線率) ※5		0.88	0.90
避難者	当日		910 人	990 人
	1 週間後		870 人	970 人
	1 ヶ月後		430 人	540 人
災害廃棄物	災害廃棄物量		15,650 トン	21,780 トン

※1 停電率とは、電灯件数に対する停電件数の割合を指す。

※2 断水率とは、給水人口に対する断水人口の割合を指す。

※3 機能支障率とは、下水道の処理人口に対する機能支障人口の割合を指す。

※4 供給停止率とは、都市ガスの需要家数に対する供給停止戸数の割合を指す。

※5 不通回線率とは、固定電話の回線数に対する不通回線数の割合を指す。

※6 ライフライン被害 (電力, 上水道, 下水道, 都市ガス, 通信 (固定電話))
について、被災直後の被害状況を示している。

○過去の地震災害

本町周辺地域では、これまでに地震による大きな被害の記録は極めて少ない。「新編日本被害地震総覧」(宇佐美 1987)等の資料によると、本町周辺で比較的強い揺れのあったと考えられる地震には、次のような事例がある。

① 安政江戸地震

1855年(安政2年)10月2日, M6.9, 町における推定震度6
江戸付近を震源とする地震で、茨城県南部が広い範囲で震度5であり、布佐, 布川では震度6となっている。この地震により、布川では「破損家あり」とされている。

② 霞ヶ浦付近の地震

1895年(明治28年)1月18日, M7.2, 町における推定震度5
霞ヶ浦付近を震源とする地震で、推定震度は茨城県南東部で震度5である。局所的な被害はそれほど大きくはないが、被災範囲が広い。本町に関する被害記録はない。

③ 龍ヶ崎付近の地震

1921年(大正10年)12月8日, M7.0, 町における推定震度4
龍ヶ崎付近を震源とする地震で、茨城県内はほとんどの地域が震度4であった。「龍ヶ崎では墓石多く倒れ, 田畑, 道路に亀裂」という記載があるが、本町の被害記録はない。

④ 関東大地震

1923年(大正12年)9月1日, M7.9, 町における推定震度5
関東南部を震源とし、茨城県の推定震度は南部で震度5, 北部で震度4である。茨城県の被害は、死傷者45人, 家屋の全壊517棟, 半壊681棟等が記録されている。本町付近でも木造建物の全壊率が1%に達している。また、取手や利根川対岸の木下では液状化もみられた。

⑤ 茨城県南部の地震

1983年(昭和58年)2月27日, M6.0, 町における推定震度4
茨城県南部を震源とする震度4の地震で、この地震により藤代, 取手, 牛久などでガス管の破損等の被害や藤代で家屋の壁の亀裂, 剥落の被害があった。

⑥ 東日本大震災

2011年(平成23年)3月11日, M9.0, 町における震度5弱
東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波, 及びその後の余震によって引き起こされた大規模地震災害。

①人的被害: 軽傷者2名

②家屋等被害件数

全壊	22 件
大規模半壊	29 件
半壊	69 件
一部破損	3,109 件
合計	3,229 件

③被害を受けた公共施設：

役場等	11 施設	役場庁舎，保健福祉センター，国保診療所，生涯学習センター，図書館，文化センター，柳田國男記念公苑，赤松宗旦旧居，布川地区コミュニティセンター，文間地区農村集落センター，利根東部農村集落センター，すこやか交流センター
学校	4 施設	文小学校，布川小学校，文間小学校，利根中学校
消防分団機庫	15 施設	2 分団～20 分団（5, 9, 10, 16, 17 を除く。）
その他	3 施設	日本ウェルネススポーツ大学第2キャンパス，旧東文間小学校，日本ウェルネススポーツ大学第1キャンパス
合計	35 施設	

④上水道被害状況

【町内配水，給水管被害】

配水管	9 箇所
給水管	37 箇所
仕切弁	5 箇所
空気弁	6 箇所
合計	57 箇所

【浄水場内被害】

送水管	1 箇所
急速濾過機	3 機

⑤道路被害状況

陥没，段差，クラック，法面崩壊	120 箇所
側溝破損	21 箇所
その他	3 箇所
合計	144 箇所

なお，1995年1月17日の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は，淡路島を震源とするM7.2の活断層による直下型地震である。この時，活断層に沿って特に激しい揺れがみられ，この活断層にそって帯状に大きな被害を受けた。

本町周辺においては，これまでの調査・研究の範囲では活断層の存在は報告されていない。ただし，沖積層が厚く堆積して断層の確認は難しい地域であることから，活断層の存

在が完全に否定されるものではない。

(2) 風水害

○想定される災害

本町では、過去に何度か河川氾濫による水害に見舞われている。近年で規模の大きな氾濫は、昭和 56 年 8 月に小貝川の高須橋上流左岸の決壊であり、浸水区域は、町北東部に広がり、東文間地区の加納新田・惣新田等では家屋の浸水があった。

また、これに伴う新利根川の逆流により、新利根川沿いにも被害があった。

水害の危険性については、国土交通省が、平成 27 年に水防法改正による利根川及び小貝川の洪水氾濫シミュレーションを行い、利根川水系浸水想定区域図及び小貝川水系浸水想定区域図を作成している。

このシミュレーション結果をみると、本町は台地部を除き、3～5m の水害（外水氾濫）の潜在的危険性があることがわかる。

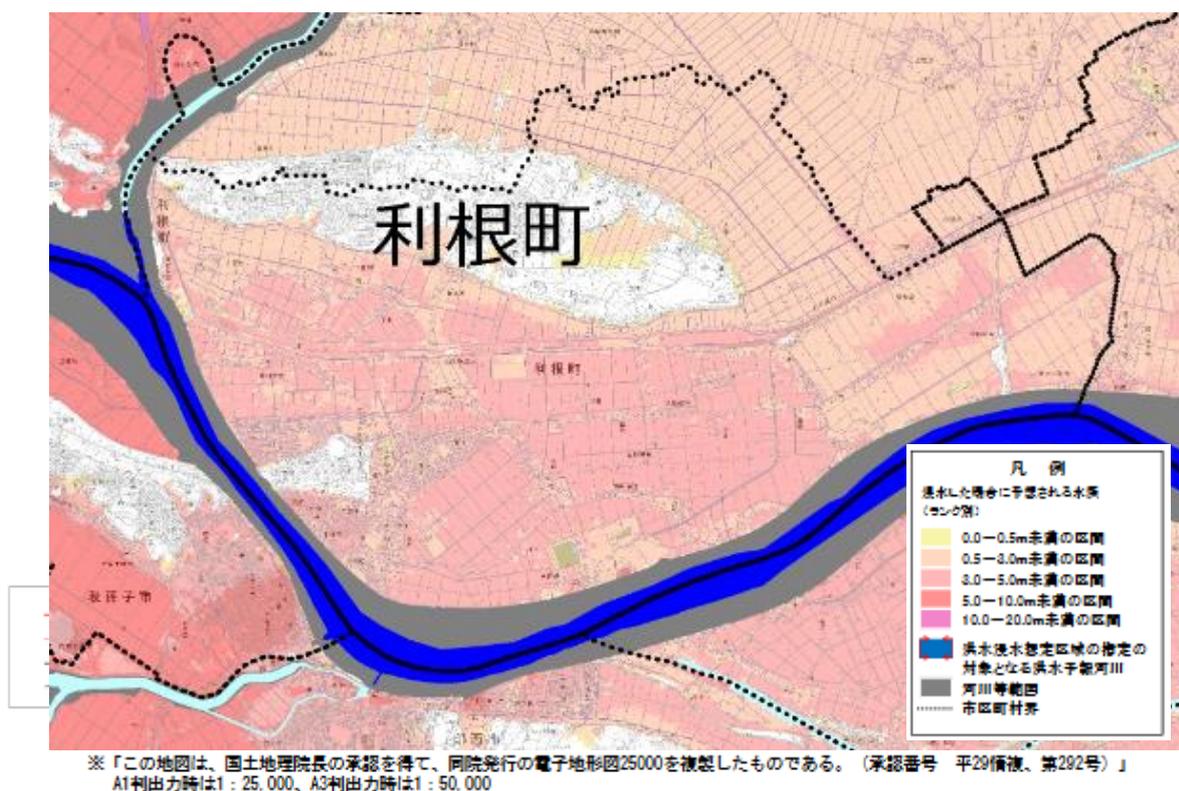
低地の水害危険性は、地表面の微妙な高低差（すなわち微地形）に左右され、相対的に低いところや、水の集まりやすい地形のところで水害の危険性が高くなる。

本町では、布川台、八幡台、羽根野、早尾、大平、奥山、押戸等の台地は、水害の危険性はほとんどない。

また、立木、大房、下曽根、下井、羽中、立崎等の台地低位面や自然堤防上に立地する旧集落も比較的安全である。中谷地区～立崎地区の利根川本川沿いの旧河道、谷原～羽中のある後背湿地は地形的に水が集まりやすく、水害の危険性は相対的に高いと予想される。

■水害の危険性

危険性	微地形
危 険 安 全	旧河道，後背湿地
	氾濫平野，谷底平野，小規模な自然堤防，盛土地
	明瞭な自然堤防，台地低位面，高盛土
	台地下位面，台地上位面



【利根川水系浸水想定区域図（国土交通省利根川下流河川事務所）】

作成主体 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
 国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所

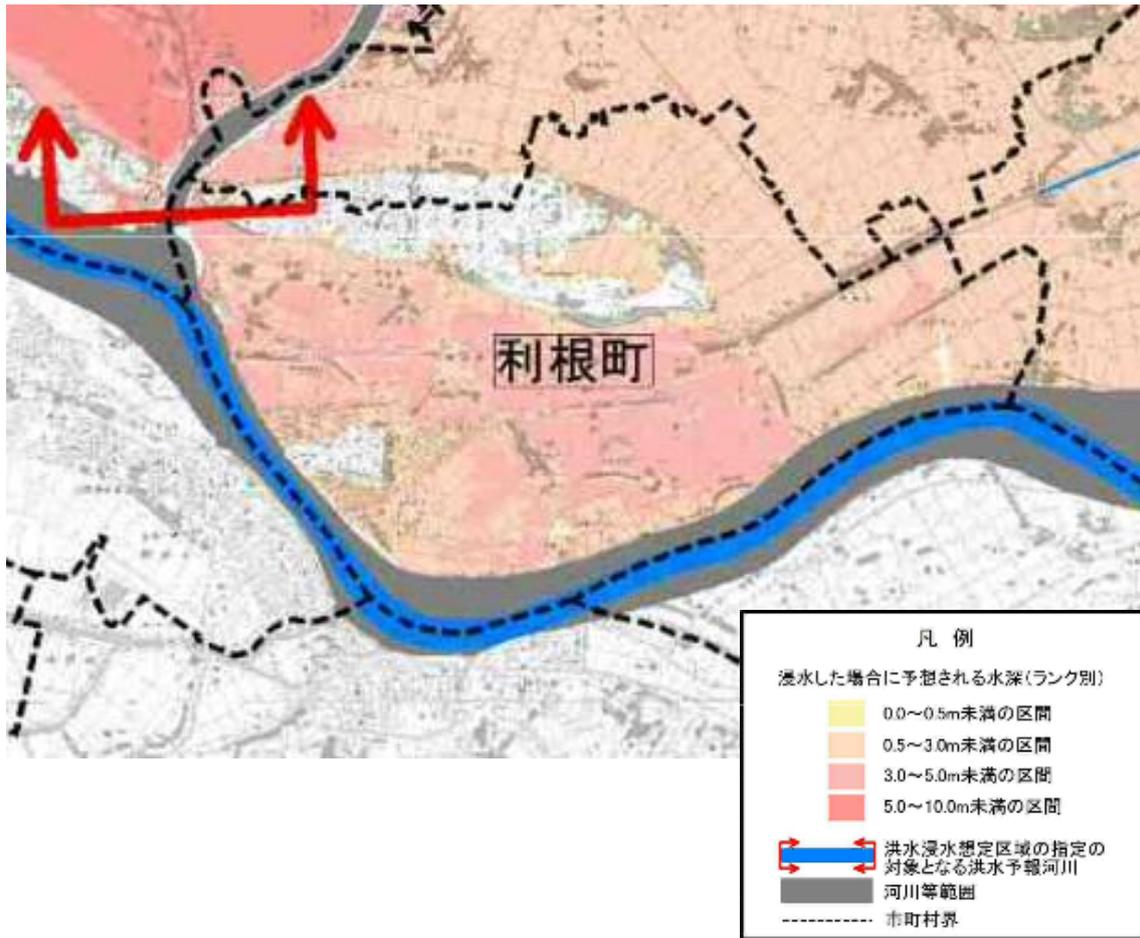
作成年月日 平成 29 年 7 月 20 日

指定の前提となる計画降雨 利根川流域、八斗島上流域 3 日間総雨量 491mm

「浸水想定区域図」は、平成 27 年に改正された水防法第 14 条第 1 項の規定並びに同条第 3 項の規定に基づくもので、洪水予報指定河川及び水位情報周知河川に指定された河川において想定し得る最大規模の降雨による洪水が発生し、その洪水により万が一破堤した場合の浸水想定区域及び浸水深を示している。

国土交通省は、この「浸水想定区域図」を公表するとともに、関係する市町村長へ通知している。

今後、ソフト的な治水対策として、指定・公表された浸水想定区域図を基礎資料に、関係する市町村において洪水ハザードマップの作成が促進され、水災による被害が軽減されることが期待される。



※「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平28情規、第1179号）」

【小貝川浸水想定区域図（国土交通省下館河川事務所）】

作成主体 国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所

作成年月日 平成 29 年 3 月 21 日

指定の前提となる計画降雨 小貝川流域、黒子上流域 3 日間総雨量 778 mm

○土砂災害の予測

本町においては急傾斜地崩壊危険箇所として 12 箇所が指定（平成 23 年茨城県告示第 233 号）されている。これらは、町北西部及び町南西部の台地縁辺で、いずれも 40° を超える急斜面である。これらの地域の地質は、表層は関東ロームを被り、常総粘土層、龍ヶ崎砂層を薄く乗せ、その下は下総層群の見和層が露出する。見和層は、半固結の砂層であるが、地表に表れて風化を受けると崩れやすい性質をもつため、指定された 12 箇所は全てが土砂災害特別警戒区域であり、降雨が続いたとき、あるいは豪雨時には崩壊等が発生する可能性が高い地域である。（指定箇所は 7 ページ参照）

○過去の災害

本町を含む龍ヶ崎地方では、17 世紀中頃に鬼怒川及び小貝川の付け替えが実施され干拓

事業が進んだが、これに比例して水害も多くなった。1654年に利根川の東遷事業が完成し、1665年に新利根川が開削されると、沿岸村落はさらに新たな水害にさらされるようになった。

龍ヶ崎地方の水害は、利根川の東遷事業完成後の1700年代から、利根川と小貝川の合流点付近に集中して発生している。これは合流点下流の布川・布佐に狭窄部があることに加え、当時の堤防の構造や規模に問題があったことによるものと考えられている。明治以降では、関宿閘門の閉鎖や利根川改修による上流流路の直線化、浚渫工事の中止等による利根川の河床上昇などを原因として、小貝川・利根川合流点付近で堤防決壊がたびたび発生している。

利根町においても洪水被害を何度も受けており、近年では、昭和56年8月に高須橋上流左岸地点で小貝川が決壊し、田畑の冠水面積900ha、農作物被害約5億円の被害が生じている。

この反面、利根町北部及び布川の台地部では、急傾斜斜面が多く分布するが、大規模な崩れ等の土砂災害の記録はない。

○水害履歴

災害発生年月	事項	被害の有無
寛保2年(1742年)7月	押付新田決壊	あり
天明1年(1781年)7月	布川徳満寺裏決壊	〃
天明6年(1786年)月	豊田・押付決壊	〃
文化1年(1804年)月	長沖決壊	〃
文政7年(1824年)月	〃	〃
弘化3年(1846年)6月	豊田・加納新田決壊	〃
安政5年(1858年)9月	羽根野・豊田決壊	〃
明治3年(1870年)7月	生板・大徳鍋子新田決壊	〃
明治4年(1871年)7月	金江津十三間戸決壊	〃
明治11年(1878年)8月	源清田猿島新田決壊	〃
明治18年(1885年)9月	十余島押砂決壊	〃
明治23年(1890年)9月	十余島清久決壊	〃
明治25年(1892年)9月	十余島四ツ谷決壊	〃
明治29年(1898年)9月	布川三番割・金江津決壊	〃
明治31年(1892年)9月	布川二番割決壊	〃
明治35年(1902年)9月	十余島四ツ谷決壊	〃
災害発生年月	事項	被害の有無
明治39年(1906年)7月	布川二番割決壊	〃
明治40年(1907年)8月	豊田十里決壊	〃
明治43年(1910年)8月	川原代花丸決壊	〃
昭和10年(1935年)9月	高須橋下決壊	〃
昭和13年(1938年)6月	牛久沼立羽決壊	〃
昭和16年(1941年)6月	川原代常盤線下花丸決壊	〃
昭和25年(1950年)8月	神の浦決壊	なし
昭和56年(1981年)8月	高須橋上流決壊	あり

○昭和56年8月洪水による水害

台風15号は、8月23日4時過ぎに千葉県館山付近に上陸し、関東地方、東北地方を縦断

して北海道沖に抜けたもので、上陸時の中心気圧は 965hPa であった。

関東地方では 22 日朝から 23 日昼頃まで、約 30 時間足らずの比較的短い時間に強い雨が降り、特に利根川と鬼怒川の上流山間部では総雨量が 300～500mm に達した。

利根川では警戒水位を大幅に超えたため洪水警報が発令されたが、増水した利根川の水は小貝川に逆流し、24 日午前 2 時頃に小貝川の高須橋上流左岸地点で堤防が決壊し、床上浸水約 700 棟、被害総面積約 3,300ha の大被害となった。

本町では、北部の奥山、押戸、大房地区をはじめ、中部の立木、立崎、中谷や東部の惣新田、加納新田まで洪水が達し、さらに新利根川の逆流により福木等でも浸水被害が生じた。浸水家屋は決壊地点に近い奥山、押戸、大房などの地区よりも、洪水先端部であった惣新田、加納新田で多くなっている。福木地区、中田切地区は、新利根川の逆流による氾濫で浸水したものと考えられる。

(浸水家屋数)

地区名	床上浸水 (住家)	床下浸水 (住家)	非住家のみ 浸水	地区合計
奥山		1		1
押戸	1	5		6
大房		2	1	3
立木	1	1	2	4
惣新田	3	19	13	35
加納新田	3	11	36	52
立崎		1		1
中谷	1	5	3	9
福木		10	9	19
中田切		2	2	4
押付新田			5	5
押付		3	1	4
羽根野		1		1
合計	9	61	74	144

出典) 昭和 56 年 8 月洪水時の浸水状況 (町調べ)

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

1 対象とする災害

町民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本町における過去の災害被害及び国の基本計画を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

2 基本目標

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 町域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

なお、基本目標をより具体化するため、別途、8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

県では、国の基本計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」に準じることとした上で、地域の特性を踏まえ、地域強靱化を推進する上での基本的な方針を定めている。本町においても、国や県との調和を図るため、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

○長期的な視点に基づく計画の推進

短期的な視点によらず、長期的な視点に基づき計画的な取組を推進する。

一方で、短期的な視点に基づきP D C Aサイクルによる進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

○「基礎体力」の向上

主にインフラ整備による、災害から「防護する力」のみならず、防災リテラシーの教育や、災害時の体制づくりなどの平常時の取組による、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高め、災害に対する「基礎体力」の向上を図る。

○代替性・冗長性の確保

インフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。

(2) 取組の効果的な組み合わせ

○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

○「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、コミュニティ、事業者等）が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

○平常時の有効活用を踏まえた対策

景観の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な無電柱化の取組や、安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入などのように、災害時のみならず平常時の活用も念頭においた対策となるよう工夫する。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

○施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。

○地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化（防災）を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取組として推進する。

○女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人等への配慮

災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。

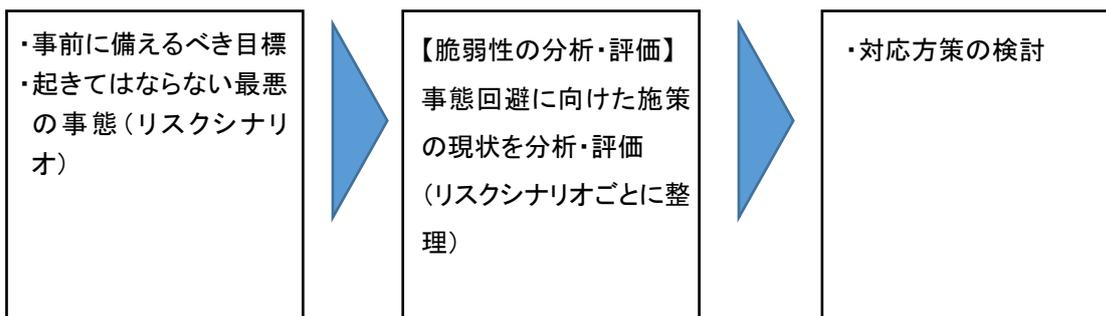
また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取組を含め、十分な配慮を行う。

第3章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

利根町では、国が示す評価手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施した。



2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本計画では、利根町の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性や懇談会の意見等を踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と22の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標とリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1)	大規模地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3)	土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者発生
2	救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1)	被災地での食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2)	被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3)	被災地における感染症の大規模発生
		2-4)	劣悪な避難生活環境，不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)	情報通信の麻痺・長期停止
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2)	食料等の安定供給の停滞

6	ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期復旧させる	6-1)	電力やガスの供給の停止
		6-2)	下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3)	交通ネットワークの機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1)	市街地での大規模火災の発生
		7-2)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-3)	沿線・沿道の建物等倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4)	風評被害等による町内経済等への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1)	災害廃棄物等の処理の停滞による復旧・復興の遅れ
		8-2)	建設業関連など人材不足等による復旧・復興の遅れ
		8-3)	地域コミュニティ崩壊等による復旧・復興の遅れ

3 リスクシナリオごとの脆弱性の評価と推進方針

国及び県が実施した評価手法やガイドラインを参考に，本町における脆弱性の評価を実施し，評価結果に基づき，「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため，今後推進すべき施策を検討し，方針をまとめたものである。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 大規模地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- ・住宅，建物等の耐震化の必要
- ・建築物内の室内安全対策が必要
- ・ブロック塀等の安全対策が必要
- ・土地区画整理事業や街路事業等を推進し，安全な市街地整備に向けたまちづくりが必要
- ・救助・支援活動や救援物資輸送等に支障がないよう緊急輸送道路や幹線道路の強化が必要
- ・自主防災組織の育成・支援，消防団の充実など地域防災力の強化が必要
- ・避難行動要支援者の支援体制が必要
- ・救助・避難・支援活動等における広域的な連携協力体制が必要

【推進方針】

- 住宅・建築物の耐震化について，民間建築物所有者に対する普及啓発を行うとともに，国の支援制度等を活用し，耐震診断及び耐震化を促進する。
- 家庭での室内安全対策を進めるために，家具の転倒防止対策として，金具による家具の固定等による補強対策の普及啓発を進める。
- 公共施設のブロック塀等の安全点検に取り組むとともに，ブロック塀等の個々の所有者における転倒防止対策の理解と自己点検を促進し，安全対策を図る。

- 安全な市街地の整備に向けて，土地区画整理事業や街路事業等を推進する。
- 救援・支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うために，国，県等と連携し，緊急輸送道路や幹線道路の強化を図る。
- 自主防災組織等の育成・支援，消防団員の確保や装備充実など，災害対応能力の向上を図り，地域防災力を強化する。
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については，名簿や個別計画の作成，避難訓練の支援等を推進し，地域と連携した避難支援体制を構築する。
- 対応能力を超える大規模災害に備え，地方公共団体間の相互応援体制や広域避難等，連携協力体制を構築する。

1－2) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【脆弱性の評価】

- ・洪水浸水想定区域別避難指示等の発令に着目したタイムラインの検証が必要
- ・下水道施設（汚水・雨水）の機能向上が必要
- ・自然災害の影響等について，町民への普及啓発が必要
- ・地域における防災意識の高揚が必要

【推進方針】

- 国，県と連携し，洪水浸水想定区域別避難指示等の発令に着目したタイムラインを検証する。
- 下水道施設（汚水・雨水）について，施設の更新等による長寿命化及び災害に強い施設への改修を図るとともに，既存施設の効率的な管理・運用を実施する。
- 自然災害の種類，地形等の特性を考慮した自然災害の影響等について，町民への普及啓発を行う。
- 大規模水害発生時に町民の逃げ遅れを減らすため，ハザードマップの理解を深め，自主防災組織の活動等による地域における防災意識の高揚を図る。
- 対応能力を超える大規模災害に備え，地方公共団体間の相互応援体制や広域避難等，連携協力体制を構築する。

1－3) 土砂災害等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- ・土砂災害警戒区域の定期的なパトロール等，現況の把握が必要
- ・自然災害の影響等について，町民への普及啓発が必要

【推進方針】

- 急傾斜地崩壊危険区域等の土砂災害危険区域に指定された箇所等については，定期的にパトロールを実施し，保全措置の進捗状況や経年変化に伴う危険性等，現況を常時把握する。
- 災害発生時の土砂災害及び災害発生後の降雨等による二次災害から回避・避難するため，平常時より土砂災害危険箇所について住民に周知を図る。

1－4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者発生

【脆弱性の評価】

- ・ICTを活用した災害情報の多様な伝達手段が必要
- ・情報通信ネットワーク設備の平常時からの点検・管理が必要
- ・情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化が必要
- ・情報システムを維持・稼働させる非常用電源等の確保が必要
- ・洪水浸水想定区域別避難指示等の発令基準が必要
- ・避難行動要支援者への支援体制が必要
- ・児童生徒の防災意識の高揚を図り、生命を守るための防災教育が必要

【推進方針】

- 町民に避難情報等の災害情報を確実に伝達するために、緊急速報メールやSNSなども利用した情報伝達手段の多様化を図るとともに、プッシュ型で情報が届く行政アプリの更なる普及を図る。
- 災害情報を多様な手段で発信することができるよう、情報通信ネットワーク設備を平常時から点検・管理するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させるほか、非常用電源等の確保を図る。
- 国、県と連携し、洪水浸水想定区域別避難指示等の発令基準を検証する。
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援等を推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
- 自分の身を自ら守る力をつけるため小中学校における防災教育を推進する。

2 救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－1) 被災地での食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止

【脆弱性の評価】

- ・避難所や家庭，事業所での生活必需品の備蓄が必要
- ・災害時応援協定事業者等との連携強化が必要
- ・道路の防災・減災対策や緊急輸送道路の整備，橋梁の耐震化が必要
- ・避難所の環境整備が必要

【推進方針】

- 被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため，避難施設への備蓄品の充実強化を図り，計画的に備蓄を進めるとともに，家庭や民間事業所での備蓄を啓発する。
- 事業者等との応援協定が災害時に機能するよう連携を強化する。
- 国、県等と連携し，道路の防災・減災対策や緊急輸送道路の整備，橋梁の耐震化を推進する。

○避難所の環境を整備する。

2-2) 被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【脆弱性の評価】

- ・消防等における災害対応力強化のための体制，装備資機材等の充実強化が必要
- ・消防相互応援体制の連携強化が必要
- ・自主防災組織の育成・支援，消防団の充実など地域防災力の強化が必要
- ・地域の特性や様々な災害に対応した訓練が必要

【推進方針】

- 災害時の救助活動拠点となる消防施設等の整備や耐震化等を進めるとともに，災害対応力強化のための体制，装備・資機材の充実強化を図る。
- 対応能力を超える大規模災害に備え，消防相互応援体制や関係機関との協力体制を構築する。
- 自主防災組織等の育成・支援，消防団員の確保や装備・資機材の充実など，災害対応能力の向上を図り，地域防災力を強化する。
- 地域の特性や自然災害の種類等を考慮した訓練の実施を促進する。

2-3) 被災地における感染症の大規模発生

【脆弱性の評価】

- ・平常時からの予防接種促進が必要
- ・災害時の適切な，し尿処理等を管理する体制整備が必要
- ・下水道施設の耐震化や長寿命化が必要

【推進方針】

- 避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため，避難所における手指消毒剤などの衛生用品備蓄の充実を図るとともに，平時からの感染症予防対策の啓発や予防接種を推進する。
- し尿及びトイレの適正な管理は公衆衛生環境を保全する上で重要な役割を担うため，災害用トイレの設置や下水道施設の耐震化・長寿命化を推進する。

2-4) 劣悪な避難生活環境，不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【脆弱性の評価】

- ・季節に応じた備品の調達や衛生管理を含めた環境整備が必要
- ・感染リスクを可能な限り低減し，感染症対策を講じた避難所運営の実践が必要
- ・避難所における良好な生活環境を確保するため，平時から避難所となる施設設備の整備が必要

【推進方針】

- 季節に応じた備品の調達や衛生管理を含めた環境整備を推進する。

- 感染症のおそれがある状況において、災害があった場合に備え、感染リスクを可能な限り低減するため、感染症に対応した運営指針に従い、避難所運営を実施する。
- 避難所における良好な生活環境の確保のため、バリアフリー化やトイレの整備等、必要な機能の充実を図る。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

- ・庁舎の耐震化と防災拠点としての非常用電源の整備や情報通信基盤の強化が必要
- ・利根町公共施設等総合管理計画に基づき、更新・長寿命化が必要
- ・大規模自然災害発生時においても機能を維持することが求められるため、「利根町業務継続計画」の策定を行うことが必要
- ・市町村間の相互応援体制や関係機関との協力体制の構築が必要
- ・行政機関職員の絶対的不足に備え、受援体制の整備が必要

【推進方針】

- 庁舎や公共施設の耐震性を確保し、室内安全対策や各種データのバックアップ強化を図り、業務継続に必要な通信設備・機能、電源、燃料、車両、資機材等の整備を推進する。
- 利根町公共施設等総合管理計画に基づき財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・長寿命化を計画的に実施する。
- いかなる大規模自然災害発生時においても機能を維持することが求められるため、「利根町業務継続計画」の策定を行う。
- 対応能力を超える大規模災害に備え、災害時応援協定を拡充するとともに、地方公共団体間相互の応援体制や関係機関との協力体制を構築する。
- 災害の規模や被災者ニーズに応じて関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、受援マニュアルを作成し、速やかな受入体制を整える。

4 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 情報通信の麻痺・長期停止

【脆弱性の評価】

- ・電力・情報通信業者との連携強化が必要
- ・燃料供給業者との連携強化が必要
- ・情報システムを維持・稼働させる非常用電源等の確保が必要

【推進方針】

- 災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信業者との情報共有体制について連携強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局等の活用によ

る情報伝達体制の強化を図る。

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が生じることを防ぐため、燃料を確保するための協定等が、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡体制を強化する。
- 情報通信ネットワーク設備を平常時から点検・管理するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させるほか、非常用電源等の確保を図る。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

【脆弱性の評価】

- ・災害時に企業活動を維持するため、事業継続計画策定の推進が必要
- ・緊急輸送道路における防災・減災対策が必要

【推進方針】

- 事業者による事業継続計画の策定を推奨し、災害発生時に事業活動を継続するための取組を促進する。
- 物流上重要な役割を担う道路ネットワークが寸断されることにより、原材料や部品等の調達が困難となることから、緊急輸送道路等、道路の防災・減災対策を推進する。

5-2) 食料等の安定供給の停滞

【脆弱性の評価】

- ・避難所や家庭、事業所での非常用備蓄を図ることが必要
- ・災害時応援協定事業者等との連携強化が必要

【推進方針】

- 被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、備蓄品の充実強化を図り、計画的に備蓄を進めるとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発する。
- 事業者等との応援協定が災害時に機能するよう連携を強化する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧させる

6-1) 電力やガスの供給の停止

【脆弱性の評価】

- ・ライフライン関係機関と連携した訓練の実施など、災害対応力の強化が必要
- ・家庭や公共施設、福祉施設等における自家発電設備や燃料備蓄の導入促進が必要

- ・電気供給等の途絶に備え、再生可能エネルギーや蓄電設備の導入が必要
- ・燃料供給ルートを確認するため、輸送基盤の災害対策が必要
- ・発災後の迅速な輸送経路啓開に向けた関係機関との連携強化が必要

【推進方針】

- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係機関と連携し、緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力の強化を図る。
- 災害発生時の停電に備えるため、家庭や公共施設、福祉施設等における自家発電設備や燃料備蓄の導入促進を図るとともに、長期にわたる電気供給等の途絶に備えるため、太陽光発電等の再生可能エネルギーや蓄電設備等、自立分散型エネルギーの導入を促進する。
- 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等を進めるとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携を強化し、装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。

6-2) 下水道等の長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価】

- ・下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化・耐震対策が必要
- ・広域的な応援体制の構築が必要

【推進方針】

- し尿及びトイレの適正な管理は公衆衛生環境を保全する上で重要な役割を担うため、災害用トイレの設置や下水道施設の耐震化・長寿命化を推進する。
- 下水道施設の定期的な点検調査を実施し、適切な維持管理に努める。
- 広域的な応援体制の構築を進める。

6-3) 交通ネットワークの機能停止

【脆弱性の評価】

- ・道路の防災・減災対策や緊急輸送道路の整備、橋梁の耐震化が必要
- ・災害時に速やかな道路啓開を進めるため、関係機関との連携強化が必要

【推進方針】

- 国、県等と連携し、道路の防災・減災対策や緊急輸送道路の整備、橋梁の耐震化を推進する。
- 災害時に速やかな道路啓開を進めるため、関係機関との協力体制を強化する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

【脆弱性の評価】

- ・消防等の体制，装備・資機材等，更なる充実強化が必要
- ・消防団の充実等，地域防災力の強化が必要
- ・延焼を防ぐために空き家等対策の更なる推進が必要
- ・火災予防，被害軽減のための取組が必要

【推進方針】

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる消防施設等の整備や耐震化等を促進するとともに，災害対応力強化のための体制，装備・資機材等の充実強化を図る。
- 自主防災組織等の育成・支援，消防団員の確保や装備充実など，災害対応能力の向上を図り，地域防災力を強化する。
- 市街地での火災延焼を防ぐために空き家の増加を抑えるなど，火災予防，被害軽減のための取組を進める。
- 火災時の輻射熱を回避し，火災から緊急的に避難できる場所としても重要な役割を果たす公園等について，老朽化した設備などの点検・整備を継続し，公園機能の適正な維持・管理に努める。

7-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【脆弱性の評価】

- ・平時から農地・農業施設等の適切な保全管理の促進が必要
- ・森林の荒廃などの二次災害の発生を防ぐため，適切な森林管理が必要。

【推進方針】

- 農業生産と生活機能が調和，共生した土地利用の保全，誘導を図る地区づくりを推進する。
- 森林の荒廃などの二次災害の発生を防ぐため，樹林や土地所有者への適切な森林管理の周知等を図る。

7-3) 沿線・沿道の建物等倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺

【脆弱性の評価】

- ・住宅，建物等の耐震化が必要
- ・建物倒壊等による被害，交通麻痺の観点から，空き家等対策の更なる推進が必要

【推進方針】

- 住宅・建築物の耐震化について，民間建築物所有者に対する普及啓発を行うとともに，国の支援制度等を活用した，耐震診断及び耐震化を促進する。
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害，交通麻痺を回避する観点から，関係団体と連携し，空き家対策を推進する。

7-4) 風評被害等による町内経済等への甚大な影響

【脆弱性の評価】

- ・風評被害に対する適切情報発信が必要

【推進方針】

- 風評被害が拡散しないよう、市内外に正確な情報を迅速に発信できる体制を構築する。
- 行政アプリ、情報一斉メール、ホームページ、SNS等の媒体を的確に使用し、風評被害の拡散を防止する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 災害廃棄物等の処理の停滞による復旧・復興の遅れ

【脆弱性の評価】

- ・運搬車両・仮置場の確保など、災害廃棄物の迅速な処理が必要

【推進方針】

- 利根町災害廃棄物処理計画に基づき、国・県・他自治体・民間事業者等との協力体制の確立、資機材の確保、仮置き場候補地の選定などを推進する。

8-2) 建設業関連など人材不足等による復旧・復興の遅れ

【脆弱性の評価】

- ・行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下の回避が必要
- ・地元建設業における担い手確保や技術者の育成に取り組むことが必要
- ・自主防災組織の育成・支援、消防団の充実など地域防災力の強化が必要
- ・町民一人一人の災害対応力の向上が必要

【推進方針】

- 対応能力を超える大規模災害に備え、広域的な災害時応援協定の拡充を図る。
- 関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、受援計画を策定し、速やかな受入体制を整える。
- 災害発生時に「自助」、「共助」を的確に行う体制を整えるための自主防災組織の育成や「公助」の骨幹である消防団の充実・強化、活性化の推進を図り、地域防災力を向上させる取組を推進する。
- 迅速な災害復旧には、地元建設業の協力が不可欠であることから、国や県、関係団体とも連携し、建設産業への担い手確保や技術者育成の取組を推進するとともに、関係団体との更なる連携強化を図る。
- 自主防災組織等の育成・支援、消防団員の確保や装備充実など、災害対応能力の向上を図り、地域防災力を強化する。
- 行政による「公助」には限界があるため、自分の身は自分で守る「自助」や町民同士が助け合う「共助」といった地域での取組や町民一人一人の災害対応力を向上させる取組を推進する。

8-3) 地域コミュニティ崩壊等による復旧・復興の遅れ

【脆弱性の評価】

- ・災害時の町民同士の助け合いが必要
- ・地域コミュニティの機能を平常時から維持・向上させることが必要
- ・行政機関等の職員及び施設等の被災による機能の大幅な低下の回避が必要
- ・自主防災組織の育成・支援，消防団の充実など地域防災力の強化が必要

【推進方針】

- 災害時の町民同士の助け合い，連携による災害対応力の向上，被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる。
- 地域コミュニティの基盤となる自治会の活動等を支援する。
- 自主防災組織等の育成・支援，消防団員の確保や装備充実など，災害対応能力の向上を図り，地域防災力を強化する。
- 警察，防犯関係団体等との連携を強化し，平常時から，地域の防犯意識を高揚させる啓発を行うとともに，防犯活動を通じた地域コミュニティの醸成を図る。

第4章 計画の推進と進捗管理

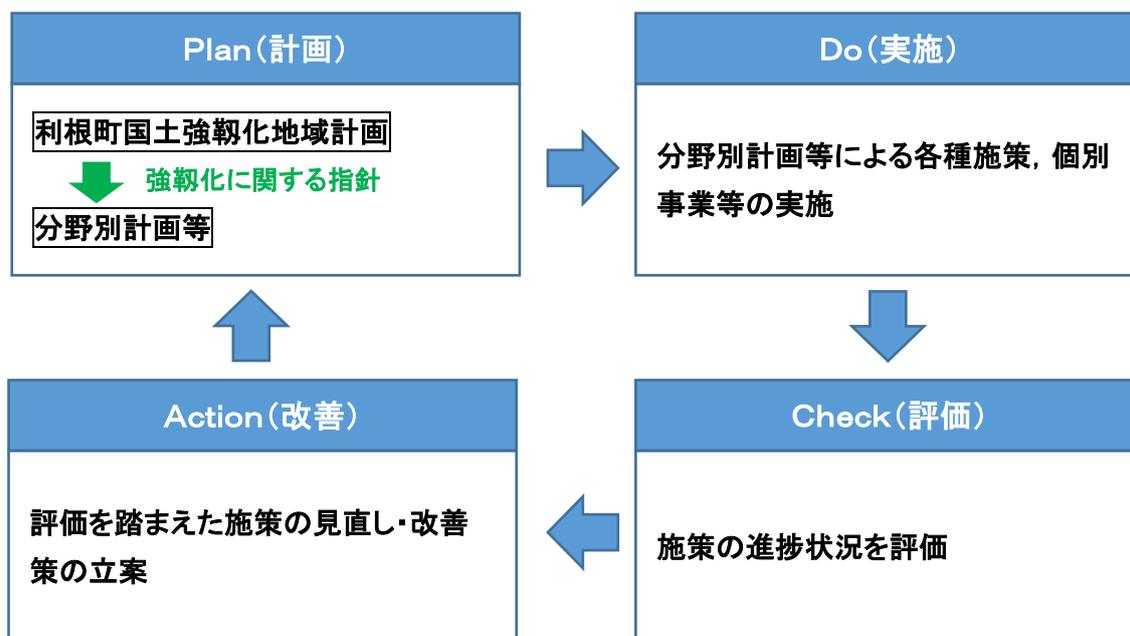
1 計画期間

令和4年度を始期とし、国の基本計画や茨城県強靱化計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとする。

2 各種施策の推進と進捗管理

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本町の分野別計画と連携しながら計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行う。

本計画では、それぞれの施策について進捗管理を行うとともに、PDCA サイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、強くしなやかな地域づくりを進めていく。



利根町国土強靱化地域計画

令和5年4月

作成 利根町 防災危機管理課

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町大字布川 841 番地 1

電 話 : 0297-68-2211 (代 表)

F A X : 0297-68-7990

E-mail : info@town.tone.lg.jp

ホームページ : <http://www.town.tone.ibaraki.jp/>